

# 「小規模な工事や修繕」、又は「小額な物品の買入れ」に係る契約の対象額を拡大しました

令和7年12月

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、地方自治法施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日に施行されました。改正に伴い、稲城市における小規模工事や、小額物品の買入れに係る契約案件の対象を拡大しました。

案件の種類	対象とする契約
工事（修繕含む）	・ 予定価格が 130 万円未満の工事請負契約 → 【拡大後】 200 万円未満の工事請負契約 ・ 予定価格が 50 万円未満の修繕請負契約 → 【拡大後】 100 万円未満の修繕請負契約
物品（業務委託含む）	・ 予定価格が 80 万円未満の物品を買入れる契約 → 【拡大後】 150 万円未満の物品を買入れる契約 ・ 予定価格が 50 万円未満の業務を委託する契約 → 【拡大後】 100 万円未満の業務を委託する契約

この制度は、事業者の方を「見積競争への参加資格者」として名簿に登録し、小規模工事や修繕又は小額物品の買入れに係る契約を発注する際に、積極的に見積の提出を求め、受注の機会を拡大し、地域経済の活性化を図るために設けるものです。

市内在住の個人や市内に法人登記を有する法人であれば、簡単な手続きで登録することができます。現在、入札参加資格を持たない個人事業主でも受注の機会を得られます。

※注意1 名簿登録を行っても、必ず受注できるとは限りません。市の契約は、複数の業者から見積の提出を求め、最も低い見積を提出した方と契約をすることが原則です。このため、名簿登録を行い、市から見積の依頼を受けても、契約に至らないことがありますので、予めご承知おきください。

※注意2 競争入札への参加を希望する方及び市外に本店を有する方は、東京電子自治体共同運営サービスのホームページをご覧ください、必要な手続きを行ってください。

## 1 対象とする案件 上記表のとおり

## 2 名簿への登載申請を行うことができる方

○法人事業者	市内に本社の法人登記を有する法人
○個人事業者	市内に商号登記を有する個人、又は市内に事業所、事務所等及び住民登録を有する個人
○組合等	上記の法人事業者及び個人事業者から構成される組合等

※ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- ・既に稲城市における競争入札参加資格を有する方
- ・業務に必要な登録、免許及び許可が必要な場合に、これを有しない方
- ・市税に滞納のある方
- ・暴力団員である方、及び暴力団と関わりを有する

### 3 申請の方法

#### 提出書類

見積競争参加資格申請書を作成し、次の書類を添付してください。

※添付する書類は、申請日前3ヶ月以内に発行された正本とします。

対象者	添付書類
法人事業者の方	履歴事項全部証明書
商号登記を有する個人事業者の方	履歴事項全部証明書
商号登記を有しない個人事業者の方	住民票の写し

※組合等で申請を希望する方は、総務契約課までお問い合わせください。

#### 提出方法

郵送又は持参により、総務契約課へご提出ください。

#### 【郵送先】

〒206-8601 稲城市東長沼 2111 番地  
稲城市役所 総務部総務契約課 契約係

### 4 申請書

稲城市ウェブサイトより入手できます。又は、市役所5階総務契約課窓口にて配布いたします。

### 5 名簿への登載

名簿への登載申請があったときは、申請書等を審査し、審査結果を書面で通知します。申請を妥当と認めるときは、名簿への登載を行い、市役所内各所属に名簿を公開します。

### 6 登録の有効期間

有効期間は、名簿登載された日から令和8年3月31日までです。

※新規の申請は、随時に受付をいたします。新年度の申請については、令和8年2月頃にお知らせします。

### 7 問い合わせ先

稲城市役所 総務部 総務契約課 契約係  
電話：042-378-2111（内線 562、563）